

# 静岡市特別支援教育推進計画

令和5年 ○月

静岡市教育委員会 学校教育課

# 目 次

第1章 計画の概要	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 対象	1
4 計画の期間	2
5 計画の着実な推進に向けて	2
第2章 本市をとりまく状況	2
1 国の動向	2
2 静岡市のこれまでの取組と成果	3
3 特別な支援を要する児童生徒の現状	7
4 課題	9
Ⅰ 学び方の多様性への更なる対応	9
Ⅱ 従来の校内支援体制による対応の困難さ	9
Ⅲ 求められる教員の専門性	10
Ⅳ 特別な支援を要する児童生徒に関する情報共有の不足	11
Ⅴ 適切な支援を提供するための更なる環境整備	12
第3章 目指す子どもの姿	13
第4章 方向性と取組	14
1 5つの方向性ごとの主な取組	14
Ⅰ 児童生徒の多様な学び方の充実	14
Ⅱ 特別支援教育を推進する体制の充実	17
Ⅲ 教員の専門性の向上と支援・指導の充実	18
Ⅳ 切れ目のない支援のための情報共有	20
Ⅴ 児童生徒の安全・安心につながる教育環境の整備	22
2 取組の目標	26

# 第1章 計画の概要

## 1 策定の趣旨

静岡市教育委員会では、特別支援教育（施策）に関する国の近年の動向や、特別支援教育<sup>1</sup>を取り巻く状況の変化や課題を踏まえ、今後、静岡市が特別支援教育の更なる充実に向けて取り組む施策を明らかにするため、「静岡市特別支援教育推進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

インクルーシブ教育の理念のもと、通常の学級、通級による指導（以下「通級指導教室」という。）、特別支援学級それぞれの多様な学びの場の充実を図ります。誰一人取り残さず、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすよう、学校・家庭・地域及び関係機関と密接に連携し、就学時から学校卒業後までを見通した特別支援教育を展開します。そして、児童生徒に社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていく力の基礎を培い、共生社会<sup>2</sup>の実現に寄与します。



## 2 計画の位置づけ

本計画は、「第3期静岡市教育振興基本計画」における方向性2「一人ひとりの幸福の実現と多様性の尊重」のうち、施策⑧「特別支援教育の推進」の具体的な取組を示すものです。

基本計画と同様、「第4次静岡市総合計画」と連動していくとともに、本計画と関連する各分野の個別計画との整合も図っていきます。また、本計画は静岡市SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」、4「質の高い教育をみんなに」、10「人や国の不平等をなくそう」とも関わっています。

### 【第3期静岡市教育振興基本計画 目指す子どもたちの姿】

たくましく しなやかな子どもたち

### 【第4次静岡市総合計画 分野⑤子ども・教育 2030年の目指す姿】

すべての子ども・若者が、夢や希望をもって、健やかで、たくましく、しなやかに育つまちを実現します

## 3 対象

小学校、中学校を中心とした特別支援教育に関わる取組を主な対象とします。

就学前、中学校卒業後（高等学校進学、就職等）についても、関係部署・機関等と連携をとりながら切れ目のない支援を行っていきます。

<sup>1</sup> 平成19年4月から学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

<sup>2</sup> 誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

## 4 計画の期間

令和5年度から令和12年度までの8年間とします。

※第3期静岡市教育振興基本計画の中間年度(令和8年度)に見直しを行います。

## 5 計画の着実な推進に向けて

PDCA サイクルの考えに基づいて、教育委員会と学校が両輪となり、家庭や地域の理解と協力を得ながら取組を推進していきます。

# 第2章 本市をとりまく状況

## 1 国の動向

平成18年	学校教育法等改正
平成19年	特別支援教育の本格的実施 障害者権利条約に署名
平成23年	障害者基本法が改正
平成24年	中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)」
平成25年	障害者差別解消法の制定
平成26年	障害者権利条約批准 障害者差別解消法施行
平成28年	発達障害者支援法の改正及び施行
令和3年	中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「医ケア児法」と表記)

平成19年4月(平成18年3月学校教育法等改正)【特別支援教育の本格的実施】

従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られました。この法律改正により、特別支援教育の対象が、通常の学級に在籍する発達障害を含めた障害のある児童・生徒に拡大され、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育を推進することになりました。

平成24年7月【中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)」】

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム<sup>3</sup>構築のために必要

<sup>3</sup> 詳細はP27用語解説3【インクルーシブ教育システム】を参照。

不可欠なものであり、合理的配慮<sup>4</sup>と基礎的環境整備<sup>5</sup>などを充実させていくことが重要であると  
しています。

## 令和3年6月【医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律】

医療技術の進歩に伴い、医療的ケア<sup>6</sup>児が増加するとともに、その実態が多様化しています。医療的ケア児やその家族が、心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにしました。保育及び教育の拡充に係る施策等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、この法律ができました。この法律によって、学校設置者は、医療的ケア児に対して看護師の配置を行うこと等が明文化されました。

## 2 静岡市のこれまでの取組と成果

平成18年	発達障害通級指導教室 <sup>7</sup> を開設(宮竹小学校)
平成19年	学校教育法の改正により、特別支援教育の本格実施 (「特殊教育」から「特別支援教育」へ) 特別支援教育コーディネーターの指名 →(1) 個別の教育支援計画 <sup>8</sup> の作成開始
平成21年	特別支援教育センター開所 特別支援教育支援員の配置 →(2) 巡回相談 <sup>9</sup> 、専門家チームによるケース検討会議の開始
平成25年	特別支援教育連携協議会の設置 →(3)
平成29年	肢体不自由通級指導教室の開設(清水有度第一小学校) →(4)
平成30年	医療的ケア看護職員の配置開始 →(5)
令和元年	総合教育会議において「特別支援教育の充実」をテーマに検討 特別支援教育推進枠による教員採用開始 →(6)
令和2年	多人数・複数学年の自閉症・情緒障害特別支援学級に、非常勤講師を配置開始→(7)
令和3年	特別支援教育専任コーディネーター養成研修を開始 →(1)

<sup>4</sup> 詳細はP27 用語解説4【合理的配慮】を参照。

<sup>5</sup> 詳細はP28 用語解説5【基礎的環境整備】を参照。

<sup>6</sup> 医療的機関以外の場所で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿などの医行為を指す。

<sup>7</sup> 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、一部の授業について、障害に応じた特別な指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態

<sup>8</sup> 児童生徒の教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的に作成される計画。

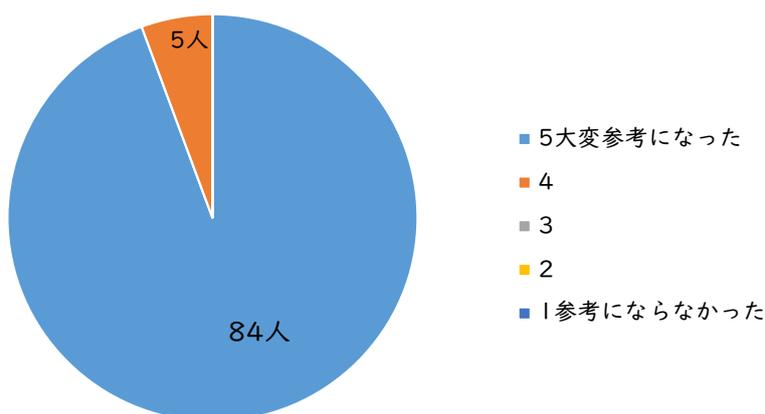
<sup>9</sup> 児童生徒一人一人のニーズを把握し、児童生徒が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、学校や保護者など児童生徒の支援を実施する者の相談を受け、助言することを目的としている。

### (1) 特別支援教育コーディネーター<sup>10</sup>の指名

本市では平成19年度より各小中学校において、特別支援教育コーディネーターを指名することとしています。このことにより、支援を要する児童生徒の校内での、児童生徒一人ひとりに応じた支援等、管理職及び特別支援教育コーディネーターが中心となって、組織的に特別支援教育を実施することができるようになっていきました。組織的に特別支援教育を行う校内体制を整えるため、各校における特別支援教育推進の中核となる特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を実施しています。

さらに、本市における特別支援教育のリーダー的立場となる教員の育成を目的とし、令和3年度より特別支援教育専任コーディネーター養成研修を年6回実施しています。第1回～5回特別支援教育専任コーディネーター養成研修の内容は、自身の実践の参考になったかという質問に対し、欠席者を除き延べ68人が大変参考になったと回答しました。実践的な研修が、児童生徒の得意な部分を活かした支援方法の検討、個に合わせたワークシートや教材の活用等、個々に対する支援の質の向上につながっています。

資料1 特別支援教育専任コーディネーター養成研修事後アンケート結果



### (2) 特別支援教育支援員<sup>11</sup>の配置

一人ひとりに応じた適切な教育活動及び教育の場を支援するために、児童生徒や学校の状態に合わせて特別支援教育支援員を配置しています。特別支援学級<sup>12</sup>だけでなく、通常の学級においても、日常生活や学習活動上の支援を必要とする児童生徒のサポートを行っています。児童生徒に寄り添った支援を行うことで、落ち着いて授業に参加できるようになったり、他の児童生徒と協調できるようになったりする等の成果が見られます。

資料2 特別支援教育支援員配置の効果の具体例(配置校への聞き取り)

<sup>10</sup> 保護者や関係機関との調整や校内の特別支援教育を推進する役割を担っている。

<sup>11</sup> 障害のある児童生徒に対し、学校における日常生活動作の介助や学習活動上のサポートなど、教育上必要な支援を行うために、必要に応じて各校に配置される。

<sup>12</sup> 教育上特別の支援を必要とする障害のある児童生徒のために小・中学校に設置された学級。障害により学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う。

- ・授業中、支援員が個別に支援することで、学習に向かう姿勢が身につく、学級の仲間と一緒に授業を行うことができるようになった。
- ・支援員が児童生徒の話に耳を傾けることで、児童生徒が気持ちをコントロールし、安定した生活を送ることができるようになった。
- ・タイミングよく支援員が言葉をかけることで、児童が支度や着替えなどの身辺処理の力を身につけることができた。

資料3 小中学校への支援員の配置人数（人）

年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
配置人数(人)	85	100	125	127	127	131	145	145	187	196	209	219	226	231

### (3) 教育と福祉・医療等の連携

教育、福祉、医療、労働、保健等の関係機関、また、特別な支援を要する児童生徒の保護者、学識経験者及び関係行政機関相互の連携を図ることを目的とした特別支援教育連携協議会の設置等により、教育と福祉、医療等の関係機関との情報共有に取り組んでいます。さらに本市では園・小学校・中学校において児童生徒の支援情報を共有するために、「サポートファイル<sup>13</sup>」を活用した個別の教育支援計画の作成を進めています。各小学校は、就学時に保護者から提出された支援情報を、校内で共有することにより、児童の支援に役立てています。

### (4) 肢体不自由通級指導教室の開設

本市では、昭和41年に言語障害通級指導教室の前身となる言語治療教室を、平成18年には発達障害通級指導教室を開設しました。その後、新たな障害種に対する通級指導教室の設置はありませんでしたが、平成29年に全国で初めて市立の小学校に巡回型肢体不自由通級指導教室を開設しました。これにより、通常の学級に在籍している肢体不自由児童生徒が、自校にいながら身体に関する指導と支援、心のケアを受けることができるようになっていきます。

資料4 肢体不自由通級指導教室で指導を受ける人数

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
人数(人)	12	11	12	12	11	11

### (5) 医療的ケア看護職員の配置

平成30年度の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行に伴い、医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「医ケア児」という。）の支援として看護職員を配置することとしました。この結果、現

<sup>13</sup> 静岡市が作成している、発達障害児者を含む様々な特性がある方を対象にライフステージが変わっても途切れない支援が受けられるよう発達と成長を記録する情報共有のためのツール。

在市立小学校に在籍している医ケア児について、保護者の付添いを前提としない受入体制が整いつつあります。

資料5 看護師が必要な医療的ケア児と看護職員の人数の推移

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
対象児童生徒数(人)	1	2	2	3	6
看護職員配置数(人)	1	1	1	2	5

(6) 特別支援教育推進枠による教員採用

令和元年度から、特別支援学校教諭免許状の所有者を対象とした教員採用を開始しました。令和4年度までに合計16人が採用され、特別支援学級に配置されています。このうち教職経験2年目以上の教員は、特別支援教育リーダー研修を受講し、今後特別支援教育の現場において中心的役割を担っていけるよう、資質の向上を図っています。

資料6 特別支援教育推進枠による教員採用数の推移

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
採用数(人)	4	2	5	5

(7) 自閉症・情緒障害特別支援学級に非常勤講師を配置

令和2年度から本市独自に、7人以上かつ4学年以上の児童が在籍する自閉症・情緒障害特別支援学級に、担任に加え非常勤講師を配置し、児童の学習を中心とした学校生活の支援をしています。配置校の学級担任への聞き取りから、主に、学力の定着、出席日数の増加、学校生活の改善などに成果があったとの回答が多くありました。

資料7 自閉症・情緒障害特別支援学級非常勤講師配置の効果の具体例

- ・算数の四則計算を該当児童のペースで繰り返し行うことにより、問題に最後まで取り組むようになった。
- ・個に合わせた指導により達成感が得られ、昨年度はテストを受けなかった児童がテストを受けるようになった。
- ・水泳の授業に参加しながらない児童が、非常勤講師による個別支援により、水泳授業に意欲を示し、自分からプールに入ることができるようになった。

資料8 自閉症・情緒障害特別支援学級非常勤講師配置人数

年度	令和2年	令和3年	令和4年
非常勤講師(人)	4	6	9

### 3 特別な支援を要する児童生徒の現状

#### (1) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の増加

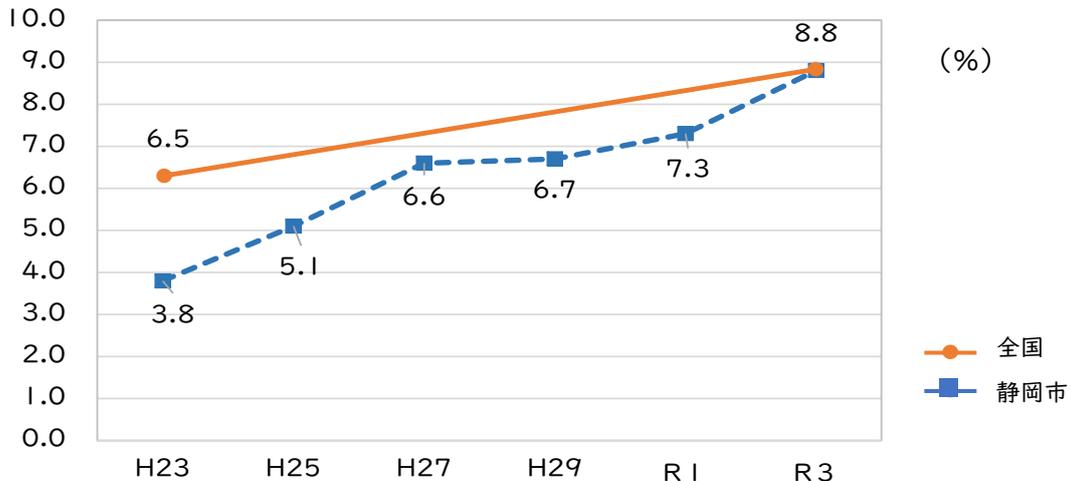
文部科学省が全国を対象に実施した調査<sup>14</sup>では、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、平成23年度に6.5%であったのに対し、令和3年度は8.8%に増加しました(+3.3ポイント)。これに対し、本市の調査では平成23年度に3.8%であったものが、令和3年度は8.8%(+5ポイント)となり、これは、1学級を35人と想定した場合、3人在籍することになります。このことから、通常の学級においても、特別な支援を要する児童生徒への支援の必要性が高まっていることが伺えます。

(平成23年度調査は平成24年1～2月に実施、令和3年度調査は令和4年1～2月に実施。)

資料9 静岡市通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の推移

	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	令和元年	令和3年
小学校(人)	1612	1917	2481	2356	2661	2828
中学校(人)	413	539	768	856	678	999
小中全体(人)	2025	2456	3249	3212	3339	3827

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査」(静岡市特別支援教育センター)



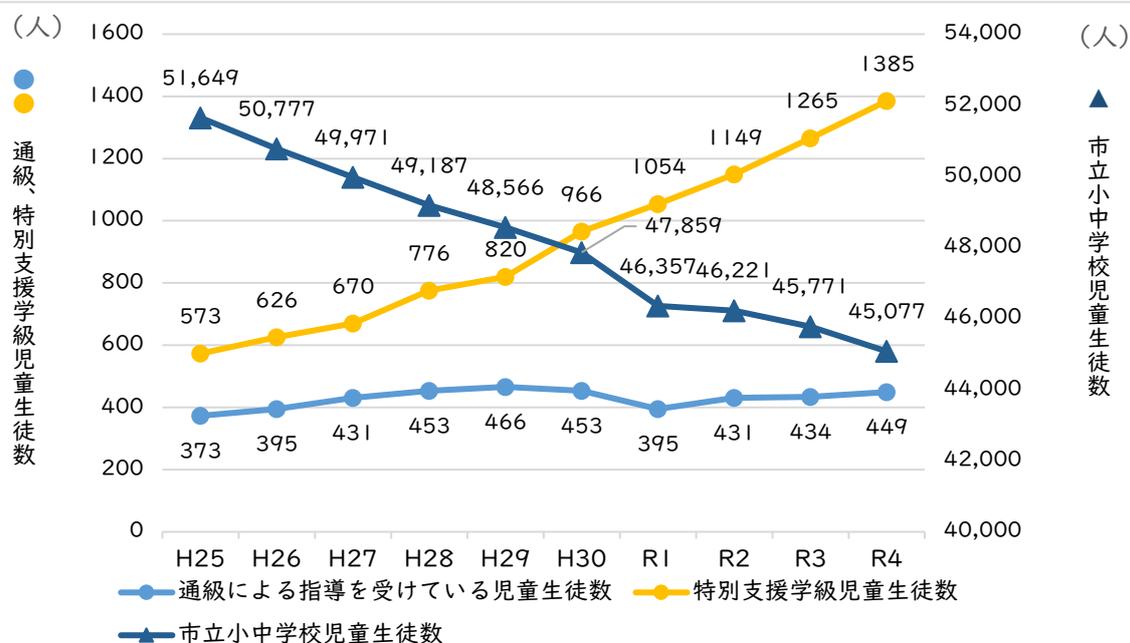
#### (2) 特別支援学級在籍・通級指導教室利用児童生徒数の増加

静岡市立の小学校、中学校の特別支援学級在籍者数は、平成25年度から令和4年度にかけて814人増加しています。また、通級指導教室を利用している児童生徒数も、平成25年度から令和4年度にかけて76人増加しています(資料10)。これらの背景には、特別支援教育に関する理解が進み、特別支援学級や通級指導教室を選択する保護者が増えていること等が考えられます。

<sup>14</sup>文部科学省が実施している全国調査。平成23年度調査は平成24年2月から3月に実施、令和3年度調査は令和4年1月から2月に実施した。

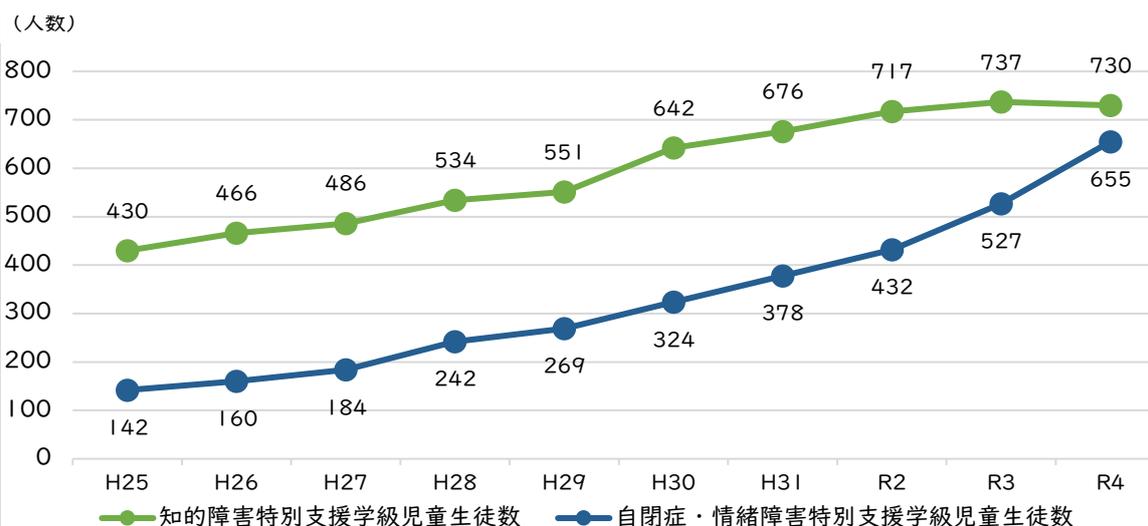
特に特別支援学級においては、自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍児童生徒数が平成25年度から令和4年度にかけて4.6倍になっており、知的障害特別支援学級の1.7倍と比べ著しく増加しています(資料11)。

資料10 静岡市の特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数(人)の変化



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
特別支援学級数	115	126	135	148	152	179	198	206	223	253

資料11 静岡市の特別支援学級の児童生徒数の推移



※R3、R4肢体不自由特別支援学級在籍児童数 1

## 4 課題

「3特別な支援を要する児童生徒の現状」で述べたように、通常の学級においても特別な支援を要する児童生徒が増加しています。また特別支援学級の児童生徒数も増加しています。更に特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズ<sup>15</sup>も多様化しています。このような中で、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進にあたっては、次のような課題が挙げられます。

課題Ⅰ 学び方の多様性への更なる対応

課題Ⅱ 従来の校内支援体制による対応の困難さ

課題Ⅲ 求められる教員の専門性

課題Ⅳ 特別な支援を要する児童生徒に関する情報共有の不足

課題Ⅴ 適切な支援を提供するための更なる環境整備

### 課題Ⅰ 学び方の多様性への更なる対応

従来通常の学級では、教員が構想した計画に基づいて、全員が同一の課題、手段、歩調で学ぶ一斉授業が多く行われてきました。公教育としての平等性を確保し効率的に学ぶことや、仲間との一体感を味わい切磋琢磨しながら学ぶことで、一定の成果を上げてきました。

しかし、通常の学級の中には、聞く、話す、読む、書く等の学習面や、多動性・衝動性、対人関係の苦手さ、こだわりの強さ等の行動面等で特別な支援を要する児童生徒も一定数在籍しています。特別支援学級も含め、これらの児童生徒にとって、他の児童生徒と同じ学び方をする授業では、自分の得意を活かした多様な方法で学習することが十分にできず、学びにくさを感じたり、自分らしさを発揮しにくかったりする場面が見受けられます。

全ての児童生徒が安心して学び、力を伸ばすためには、インクルーシブ教育の理念の下、多様性や個性を認め合いながら、一人ひとりに対応した個別最適な学びと協働的な学びを提供していくことが重要です。

・児童生徒が、学びにくさを感じたり、自分らしさを発揮しにくかったりする場面も見受けられる

### 課題Ⅱ 従来の校内支援体制による対応の困難さ

校内支援体制の構築においては、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターを中心とした支援のための組織作り等に取り組んできたところです。各学校は、自校の教員の配置状況等に応じて、校内支援体制づくり・就学判断・支援内容の決定等を行ってきました。

しかしながら、特別な支援を要する児童生徒が急激に増加する中で、従来のように管理職及

<sup>15</sup> 子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされているかということを検討することで整理されるもの。

び特別支援教育に携わる教員による体制だけでは、支援の多様化や早期開始に対応しきれなくなっている状況が増えてきました。また、状況によっては校内支援体制だけでは対応しきれないこともあります。

特別な支援を要する児童生徒一人ひとりに応じた適切な支援を充実させるためには、学校全体で組織的な校内支援体制を構築することが必要です。

・特別な支援を要する児童生徒の増加に従来の支援体制が対応しきれしていない

### 課題Ⅲ 求められる教員の専門性

#### (1) 全ての教員に求められる特別支援教育に関する専門性の向上

特別支援教育の充実に向けては、全ての教員の特別支援教育に関する理解の深化や実践力の向上が必要であることから、特別支援教育に関する様々な研修を行ってきました。

一方で、受講する機会が限定的であったり、研修内容が児童生徒の多様な表れに対応しきれいかなかったりすることが課題となっています。特に、通常の学級において特別な支援を要する児童生徒への対応も踏まえた柔軟な学級経営や授業づくりを行うことができる教員の資質について、その必要性が高まっています。

今後は多くの職員が参加できる研修機会の確保や、多様な表れを示す児童生徒に対応できる内容の研修の実施が求められています。

・受講機会が限定的  
・研修内容が児童生徒の多様な表れに対応しきれしていない  
・特別支援教育の視点を生かした柔軟な学級経営、授業づくりの必要性の高まり

#### (2) 特別支援学級・通級指導教室における指導、支援の充実に向けた人材の育成

各学校では、特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーター等を経験したことのある教員等が、経験の浅い担任・担当へのサポートを行うことで、指導力の向上を図ってきました。

しかし、特別支援学級及び通級指導教室数の増加に伴い、特別支援教育の経験の浅い担任・担当が増加してきたことで、従来のような校内体制だけでは、経験不足を補うことが困難になってきました。また、特別支援教育推進枠による教員採用は行っているものの、これまで長く特別支援教育に携わってきた教員が退職の年齢を迎えてきており、支援や指導の方法を継承していく必要が出てきています。

学校内外で特別支援学級・通級指導教室の担任・担当を支える仕組みを強化するとともに、個々の専門性を高めるための研修の実施が求められています。

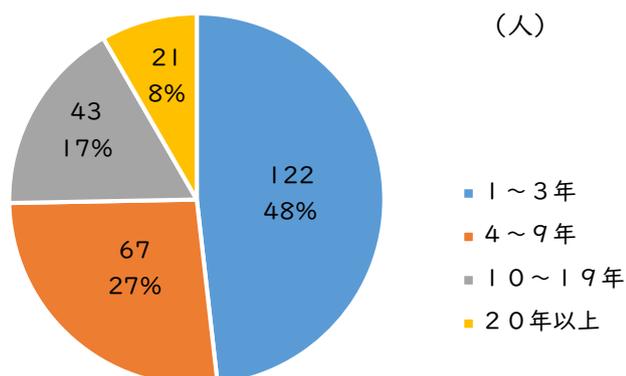
・経験の浅い特別支援学級・通級指導教室の担任・担当をサポートしきれしていない  
・特別支援教育における具体的な支援・指導の方法について継承が難しい

資料 12 特別支援学校教諭免許状を所有している正規教員の人数（割合） 令和4年5月現在

	総数	特別支援学校免許状所有者数
小学校教員数(人)	1607	129 (8%)
中学校教員数(人)	917	44 (4.8%)

資料 13 特別支援学級担任経験年数別人数

(特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を含む) 令和4年5月現在



## 課題Ⅳ 特別な支援を要する児童生徒に関する情報共有の不足

### (1) 個別の教育支援計画の活用と連携

個別の教育支援計画の作成について周知を図ることにより、各学校では、その必要性を理解し、作成が進んでいます。

しかし、特に通常の学級に在籍している児童生徒については、合理的な配慮の実施につながる支援内容の記述や個別の教育支援計画の活用が十分とはいえない状況も見受けられます。

今後は、個別の教育支援計画について、更なる内容の充実や活用、進学・進級等に伴う確実な引継ぎ、保護者や医療等の関係機関との共有が求められています。

・通常の学級において、個別の教育支援計画の作成や活用が十分とはいえない

### (2) 適切な機会における特別支援教育に関する情報提供の充実

早期から個別最適な支援につなげるため、就学前の保護者や園等に、多様な学びの場や就学支援等に関する情報を幅広く周知してきました。

しかし、支援の選択肢の多様化に伴い、入学時に加え、進級・進学・卒業時等の適切な機会における丁寧な情報提供を求める保護者や関係者も増えてきている一方、その求めに応えきれない現状があります。

今後は、児童生徒の自立に向けた多様な学びの場や就学支援等に関する情報を適切な機会に丁寧に提供していくことが求められます。

・丁寧な情報提供を求める保護者や関係者に応えきれない

## 課題Ⅴ 適切な支援を提供するための更なる環境整備

### (1) 特別支援教育支援員等の適切な配置

特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの実態に合わせた指導、支援を行うために、特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員、特別支援学級における非常勤講師等の配置を進めてきました。

しかし、特別な支援を要する児童生徒数の急激な増加に伴い、求められる支援も多様化しています。

特別支援教育支援員等を各学校に適切に配置した上で、効果的な校内体制で運用し、支援を充実させることが必要です。

・特別な支援を要する児童生徒の急激な増加に伴い求められる支援に答えきれていない

### (2) 基礎的環境整備のための施設改修

肢体不自由児等の特別な支援を要する児童生徒が入学する場合、求められる教育的ニーズや保護者の意向を把握し、必要に応じてスロープや手すり等を設置するなど、施設の改修や設備の設置などにより対応してきました。

今後も、施設設備に関して特別な支援を要する児童生徒の増加が今後も見込まれます。しかし、今までは車いす等を利用する肢体不自由児は市立学校に入学したくても、設備が整っていない場合は県立の特別支援学校に入学することもありました。

これまでと同様に基礎的環境整備のための施設改修を適切に実施していくとともに、本人・保護者と学校が合理的配慮の提供について合意形成を図ることが求められます。

・特別な支援を要する児童生徒の実態を早期に把握する必要がある。  
・特別な支援を要する児童生徒の増加に対応した施設整備が求められている。

資料 14 小学校から中学校までの医療的ケア児の人数の推移

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
小学校(人)	9	10	12	16
中学校(人)	5	4	4	4
合計(人)	14	14	16	20

医療的ケア児等人数調査(障害福祉企画課)

資料 15 小学校から中学校までの車いす等を利用する肢体不自由児の人数の推移

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
小学校(人)	6	4	7	12
中学校(人)	0	2	3	3
合計	6	6	10	15

肢体不自由児実態調査(特別支援教育センター)

### (3) 児童生徒を支える市全体の支援体制

特別な支援を要する児童生徒の中には、不登校や虐待等、学校だけでは対処しきれない様々な困難を抱えている児童生徒もいます。

従来もケース会議の実施等、個別に対応してきましたが、より一層学校と関係機関が情報を共有し、連携して対応することが求められます。

今後は、教育委員会や他部局等、関係機関が連携し、それぞれの専門的な視点を踏まえたより迅速かつ丁寧な対応が必要です。

・学校や関係機関が連携して対応することが十分にできていない

## 第3章 目指す子どもの姿

常に夢と希望を持ち、障害の有無にかかわらず自らの能力を最大限に発揮し、積極的に社会に参加・貢献する子どもたち

### ○具体的な姿

- ・個別最適な学びを積み重ねることで自己肯定感を高め、自分の夢や希望に向かって努力し、主体的に行動する子どもたち。
- ・障害の有無にかかわらず、互いの良さを尊重し、ともに認め合いながら、多様な視点で物事をとらえ、社会に参加・貢献する子どもたち。

子どもたちは無限の可能性を秘めています。その可能性を引き出し、伸ばし、これからの静岡市、さらには我が国の持続可能な発展を担う人材として育成することが、本市に課せられた使命です。

子どもたちが持てる力を伸ばし、誰もが相互に個性を尊重し支え合い、多様なあり方を認め合える共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの構築が求められています。そのためには、特別支援教育の理念に基づいた教育の推進が必要不可欠であり、本市においても、その充実が急務となっています。

個々のニーズに対応した支援・効果的な施策の実施など、誰一人取り残さない持続可能な支援を行うことにより、「常に夢と希望を持ち、障害の有無にかかわらず自らの能力を最大限に発揮し、積極的に社会に参加・貢献する子どもたち」の実現を目指します。



## 第4章 方向性と取組

### 1 5つの方向性ごとの主な取組

これまでに述べてきた、特別支援教育の考え方や本市が抱える現状と課題を踏まえ、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、5つの基本的な方向性のもと、18の取組を展開します。

方向性Ⅰ 児童生徒の多様な学び方の充実
方向性Ⅱ 特別支援教育を推進する体制の充実
方向性Ⅲ 教員の専門性の向上と支援・指導の充実
方向性Ⅳ 切れ目のない支援のための情報共有
方向性Ⅴ 児童生徒の安心・安全につながる教育環境の整備

#### 方向性Ⅰ 児童生徒の多様な学び方の充実

インクルーシブ教育の理念の下、誰一人取り残さない教育を実施するために、児童生徒一人ひとりの実態に即した多様な学びを保障するとともに、合理的配慮を提供しながら、「わかった」「できた」を実感できるよう学びの充実を図ります。また、互いの良さを尊重し、多様な視点で物事を捉えながら学習を進めていきます。

① 誰一人取り残さない学びの提供	学校、教育センター、学校教育課(特別支援教育センター)
------------------	-----------------------------

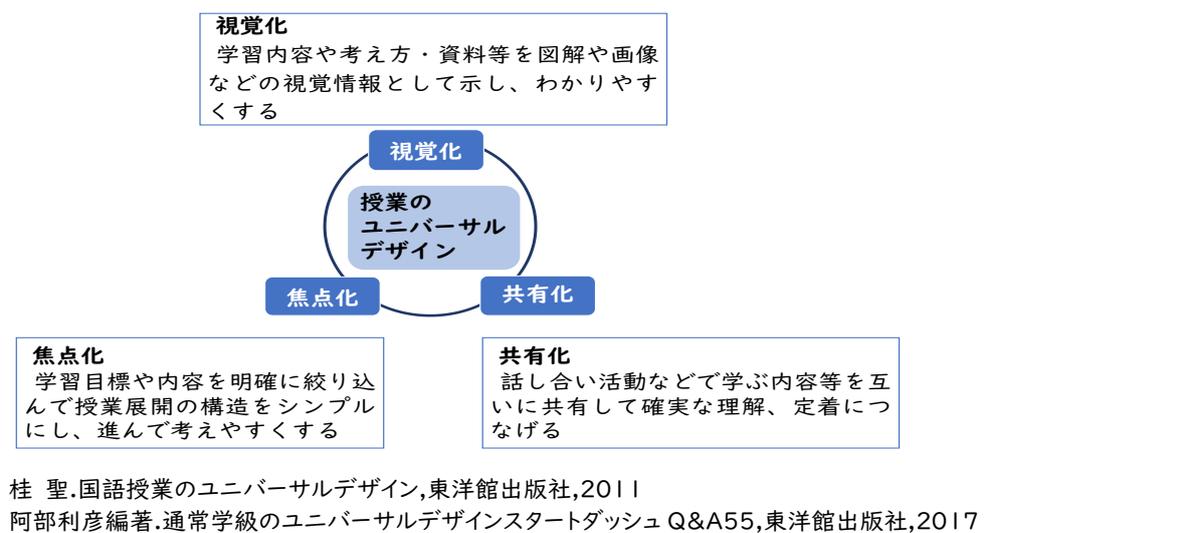
児童生徒一人ひとりが個に合った多様な学び方をすることで自己肯定感、自己有用感を育てます。

##### (1) 誰にでもわかる授業づくりの工夫

- ・焦点化、視覚化、共有化等の視点を意識して取り入れることで、すべての児童生徒がわかった、できたを実感できるユニバーサルデザイン化された授業の推進(授業のユニバーサルデザインの実践)



資料 16 授業のユニバーサルデザインの一例



資料 17 授業における教師の手だてと授業のユニバーサルデザインとの関連(例)

	教師の手だて 例	授業のユニバーサルデザインの例
つかむ (導入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の問いや思いを引き出す</li> <li>・資料、事象、見本となる学習のモデル等を提示</li> <li>・目標やゴールの姿を示す</li> <li>・解決へ向けた学習計画を立てる</li> <li>・学習の節目で振り返る</li> </ul>	<p>&lt;視覚刺激で意欲を高める&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚化:学習内への意欲を高め、ひきつける</li> <li>・焦点化:本時のゴールの明示、方向づける</li> <li>・共有化:本時の学習内容と児童生徒をつなげる</li> </ul>
ついきゅう する (展開)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な視点から考える場を意図的に設定する</li> <li>・他者との対話による考え直しの場を意図的に設定する</li> <li>・「かく」などにより考えを再構成する場を意図的に設定する</li> </ul>	<p>&lt;視覚刺激を言語活動で広げ、論理を追及する&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚化:考える材料を提示し、ひきつける</li> <li>・共有化:思考過程をそろえる</li> <li>・焦点化:考えるポイントを明確にし、方向づける</li> <li>・共有化:モデルの発言を用い、ペアやグループでの話し合いに理解をそろえる</li> </ul>
つなげる (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分がどのように変容し、力を付けたいかを記述し、振り返る</li> <li>・学習状況を把握し、価値づける</li> </ul>	<p>&lt;つかったことを実現する&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「わかった」を共有化「できた」へ視覚化</li> <li>・モデルの提示、型の提示で理解をそろえる</li> <li>・生活への共有化、次の時間への意欲をむすびつける</li> </ul>

静岡市教育センター.静岡市授業改善資料VI,2019  
阿部利彦編著.通常学級のユニバーサルデザインスタートダッシュ Q&A55,東洋館出版,2017

(2) 多様な学びの提供

- ・特別な支援を要する児童生徒に対しても、指導の個別化、学習の個性化<sup>16</sup>を図ることにより、

<sup>16</sup> 「指導の個別化」とは、児童生徒一人ひとりに基礎的・基本的な知識・技能等の確実な習得を目指すために、特徴や学習進度などに応じて指導することで、「学習の個性化」とは、児童生徒一人ひとりの興味・関心

多様な学びにつなげる

- 一人ひとりの教育的ニーズに応じて合理的配慮(文字の拡大、振り仮名の記載、書く量の軽減、課題内容の調整等)を提供

資料18 合理的配慮の考え方(平等と公平)

児童生徒の教育的ニーズに合わせた合理的配慮の提供により、同じように学ぶことができる(合理的配慮の提供には均衡を失した過度な負担にならないよう留意する必要がある)。



「平等」

全員に台を用意する  
↓  
全員が同じ景色を見ることができない  
↓  
学習のスタートラインに立つことが困難



「公平」

実態に応じて台を用意する  
↓  
全員が同じ景色を見ることができる  
↓  
学習のスタートラインに立つことができる

図の引用

宮尾益知監修."合理的配慮を考える".TEENS.<https://teesmoon.com/chart/>【図表でわかる!】発達障害-x-合理的配慮-|「タ」,(参照 2023-02-24)

(3) 児童生徒がお互いのよさや多様性を認め合える学級づくり

- ・道徳における「相互理解、寛容」「友情、信頼」、学級活動における「よりよい人間関係の形成」等の内容において、児童生徒がお互いのよさや多様性を認め合う態度を育成
- ・主として自立活動<sup>17</sup>における「人間関係の形成」において、児童生徒が自己理解、他者理解を深め、集団参加の基盤を育成

② ICT の活用	教育センター、学校、学校教育課 (特別支援教育センター)
-----------	---------------------------------

児童生徒の学習への主体的な取組を促し、学習の効果を高めたり、学習上または生活上の困難さを改善・克服したりするために有用なICTを効果的に活用します。

(1) 児童生徒が主体的に取り組むためのICTの効果的な活用

- ・児童生徒一人ひとりの興味関心や理解度に応じた効果的な学習への活用
- ・ICTのネットワーク上でお互いの考えや思いを共有し、関わり合う授業の実施

(2) 合理的配慮としてのICTの活用

等に応じて、学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することである。

<sup>17</sup> 特別支援学級や通級指導教室で行われる活動。個々の児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目標としている。

- ・読みに困難さのある児童生徒に対するデジタル教科書や音声読み上げソフトの活用
- ・書きに困難さのある児童生徒に対する音声による入力、板書等の撮影
- ・通級指導教室を含め、必要に応じたりモート授業の実施

③	交流及び共同学習の確実な実施	学校、学校教育課(特別支援教育センター)
---	----------------	----------------------

学校内の教科や行事等において、特別支援学級、特別支援学校と通常の学級の児童生徒が、触れ合い、共に生活することを通して経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むと共にお互いを尊重しあう大切さを学ぶことを推進します。

- ・児童生徒が教科や行事等に参加している実感、達成感をもちながら、充実した時間を過ごすことを重視して、個別の教育支援計画に位置付ける
- ・交流及び共同学習<sup>18</sup>のねらいを、児童生徒及び教員が共有することで、有意義な時間とする

④	専門人材等の配置による特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実（後述P24）	学校教育課(特別支援教育センター)
---	--	-------------------

## 方向性Ⅱ 特別支援教育を推進する体制の充実

特別支援学級の担任や教科担任等だけで特別な支援を要する児童生徒に対応するのではなく、学校全体で組織的な校内支援体制づくりを推進します。また、特別支援教育の専門性の高い外部の人材を活用し、各学校及び各教員が、必要なときに適切な指導助言を受けることができる体制を整えます。

①	組織的な校内支援体制作り	学校、学校教育課(特別支援教育センター)、教職員課
---	--------------	---------------------------

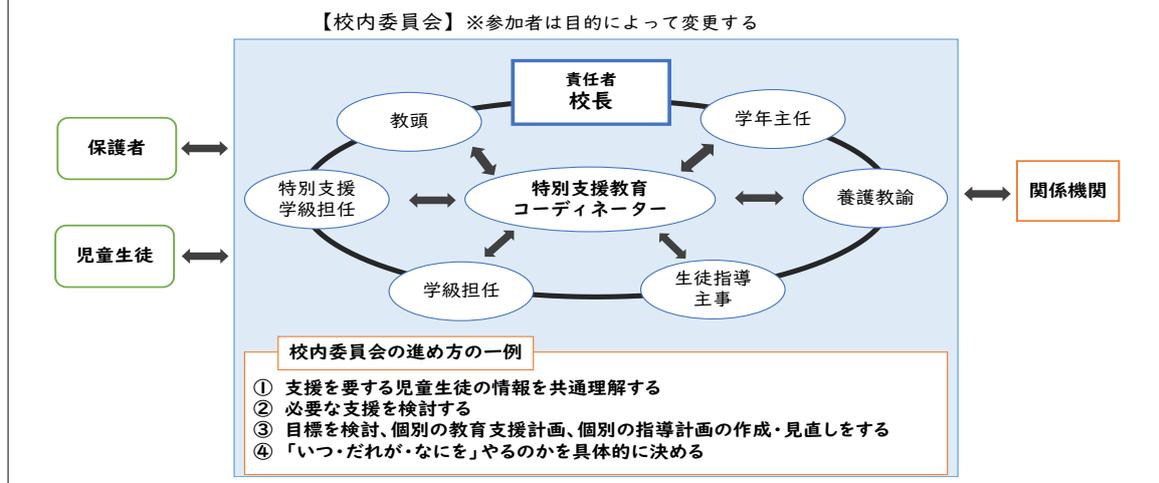
校内支援体制をより組織的に行えるように充実させていくことで、特別な支援を要する児童生徒の増加にも対応できるようにしていきます。

### (1) 校長を中心とした組織的な校内支援体制づくりの推進

- ・校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心に、情報共有及び支援方法を考える校内委員会を設け、適切な支援を実施
- ・効果的な支援につながる校内委員会の運営方法・支援内容の基本モデルを提示

<sup>18</sup> 小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領においては、交流及び共同学習の機会を設け、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むこととされている。

資料 19 校内委員会の組織図(例)



## (2) 校内支援体制の中核となる特別支援教育コーディネーターの育成

- ・主として経験の浅いコーディネーターを対象とした、特別支援教育コーディネーター基礎研修を実施(年2回)
- ・市内のコーディネーターの中核となる教員を対象とした、特別支援教育コーディネーター実践力養成研修を実施(年6回)

②	専門性のある人材の知見を生かす支援体制の確立	学校、学校教育課(特別支援教育センター)
---	------------------------	----------------------

公認心理師等の資格をもつ巡回相談員が、各教員や保護者の相談に応じたり、校内ケース検討会議等において指導助言を行ったりします。また、さらに対応や支援方法の検討が必要なケースについては、医師や学識経験者等で構成される専門家チームによるケース検討会議を実施し、学校・保護者への教育的支援や関係機関の連携による望ましい対応について助言します。

### (1) 巡回相談の実施

- ・公認心理師等の資格をもつ巡回相談員による巡回相談の実施
- ・特別支援学校のセンター的役割<sup>19</sup>の活用による巡回相談の実施

### (2) ケース検討会議の実施

- ・専門家チームによるケース検討会議の実施

## 方向性Ⅲ 教員の専門性の向上と支援・指導の充実

全ての教員が発達障害及び、該当児童生徒への支援の在り方について理解した上で、適切な学級経営・授業づくりができるよう、また特別な支援を要する児童生徒への指導経験が浅い教員も、自信と意欲をもって指導に当たることができるよう、指導助言及び研修等を実施します。そして、通常の学級、特別支援学級・通級指導教室における児童生徒への支援や指導をさらに充実させ

<sup>19</sup> 特別支援学校が、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校を積極的に支援していくことが求められる。

ることにより、児童生徒の教育的ニーズに応えます。

①	すべての教員に対する研修の充実	教育センター、学校教育課（特別支援教育センター）、教職員課
---	-----------------	-------------------------------

全ての教員が、特別支援教育に関する知識を深められるよう、研修の充実を図ります。

#### (1) 特別支援教育に関する様々な研修の実施

- ・全教員に対して、国立特別支援教育総合研究所の研修動画を活用した悉皆研修の実施
- ・障害に対する特性や支援の理解、特別支援教育の視点を生かした通常の学級における学級経営、授業づくり等に関する研修を実施
- ・「教育のユニバーサルデザイン」を意識した研修の実施
- ・言語聴覚士や公認心理師等の専門家を活用した研修の実施
- ・静岡県教員育成指標（静岡市が目指す教員の姿）に、特別支援教育の視点に基づいた指標を設定。各ステージの指標をもとに、研修会を企画し、キャリアステージごとに自己診断や新たな目標設定を行い、計画的な研修の積み上げを推進

ステージ	指標※	研修
着任時	インクルーシブ教育の理念を踏まえ、特別な支援を要する子どもの対応に関する基礎的な知識を身に付けている	教師塾
基礎期	障害の特性を理解し、教室環境や授業形態を工夫するなど、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行う	初任者研修 ・基礎的知識の獲得 中堅研修 ・応用的、実践的内容の理解
充実期	障害のある子どもへの合理的配慮及びその基礎となる環境整備について、計画的・組織的に対応する	15年次研修 ・適切な校内支援体制の理解
深化期	<b>障害種に応じて自ら模範となつて対応し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画<sup>20</sup>の作成と実行をリードする</b>	経営マネジメント研修 ・適切な学校経営の理解

※令和4年度【教諭等】静岡県教員育成指標：支援を要する子どもへの対応

#### (2) 研修体制や方法の見直し

- ・特別支援学級担任研修、新任特別支援教育担当教員研修、通級指導教室担当者研修等の研修内容や実施方法の見直し
- ・障害特性に応じた指導、支援に関する研修内容の検討（自立活動の適切な実施、実態に応じた適切な教科指導）
- ・オンライン、オンデマンド等の活用等による参加しやすい研修を実施
- ・市立の高等学校、こども園等を含めた特別支援教育に関する研修の実施

<sup>20</sup> 個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成するもの。教育課程を具体化し、障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するもの。

### (3) 教育委員会による学校訪問

- ・教育センターの計画訪問、特別支援教育センターの要請訪問を実施し、授業参観及び事後研修での指導講評等を通して、教員の授業力向上に資する

②	特別支援教育の指導方法の継承	学校、学校教育課（特別支援教育センター）、教育センター、教職員課
---	----------------	----------------------------------

通級指導教室や特別支援学級を初めて担当・担任する教員や、経験の浅い教員を支える体制、また経験豊富な教員の指導方法を継承する仕組み等により、特別支援教育の専門性の維持・向上に努めます。

#### (1) 専門性の高い指導者の確保、育成

- ・特別支援教育推進枠による教員採用の継続
- ・特別支援教育推進枠の教員に対して、授業づくりや児童生徒の見立て等、特別支援教育の実践力を高めることで、将来的に特別支援教育の中心となるための特別支援教育リーダー研修の実施
- ・市立小中学校教員と特別支援学校教員との研修交流による特別支援教育に関する専門性の向上

#### (2) 特別支援学級担任、通級指導教室担当の支援体制

- ・近隣学校での特別支援学級担任へのサポートシステムやOJT等を活用し、校内外の支援体制の充実
- ・特別支援学校のセンター的役割による特別支援学校教員の派遣

## 方向性Ⅳ 切れ目のない支援のための情報共有

就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援する体制を構築します。また、相談や支援を求めている学校・教員や保護者等に対して、子どもの実態の把握及び相談活動を行い、その子どもに合った支援の方向や手立てについて適切な助言を行います。さらに、児童生徒の教育的ニーズに最も的確に答える学びの場について検討を行います。縦（幼・小・中・高）、横（外部機関）に切れ目のない支援体制の仕組みづくりを推進します。

①	個別の教育支援計画の活用の推進	学校、学校教育課（特別支援教育センター）
---	-----------------	----------------------

特別な支援を要する児童生徒一人ひとりに対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために、個別の教育支援計画の内容の充実や活用を推進します。

#### (1) 「個別の教育支援計画」の作成・活用の推進

- ・一人ひとりの子どもの障害の程度や特性、教育的ニーズに応じて、本人や保護者の意向を踏まえた上で、目標、支援内容や方法等を検討
- ・個別の教育支援計画の参考となる記入例の提示
- ・個別の教育支援計画の作成・活用等に関する研修の実施

・より効果的な活用について、外部機関との連携を含めた実証研究の実施

(2) 学校、保護者、関係機関との情報共有の推進

- ・個別の教育支援計画の作成にあたって、「サポートファイル」等を活用し、就学前から社会参加まで、切れ目のない支援に繋げる
- ・個別の教育支援計画の内容に関しては、学校、保護者、関係機関と情報共有を図ると共に、進学等で支援が途切れることのないよう、確実に引き継ぎを行う

②	子どもの状況に合わせた支援に関する園や学校への情報提供の充実	学校教育課(特別支援教育センター)
---	--------------------------------	-------------------

児童生徒や保護者が就学について正しく理解できるため、また、教員が教育支援や就学相談を充実したものにするために、活用できる資料の作成を進めています。

- ・児童生徒一人ひとりの発達程度、適応の状況等を勘案しながら変更や転学ができることについて、各学校及び保護者への周知
- ・教育相談・就学相談に活用できるよう、就学の流れについてわかりやすくまとめたパンフレットの作成

③	関係機関との連携	学校教育課(特別支援教育センター)、学校
---	----------	----------------------

学校内外における特別支援教育の更なる充実のために、関係機関との連携を進めます。

- ・教育、福祉、医療、保健等の関係機関、特別支援を必要とする者の保護者、並びに学識経験者等からなる協議会を実施し、情報共有や課題解決について協議
- ・市立中学校特別支援学級、知的特別支援学校の生徒に対し、適切な進路指導を行うとともに、雇用者相互の協力と地域社会の特別支援教育に対する認識を深めることを目的とする「静岡市特別支援教育進路指導協議会」を運営

④	静岡市就学支援委員会 <sup>21</sup> の運営	学校教育課(特別支援教育センター)
---	------------------------------	-------------------

障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を審議します。

就学支援委員会での審議にあたっては、保護者と学校が教育相談を行い、必要な教育支援について検討します。小学校から中学校、中学校卒業後といった移行期の教育相談では、必要な教育支援の継続性を確保するとともに、これまでの教育的ニーズや必要な教育支援の内容を改めて評価することで、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な学びの場を検討します。

また、就学時に決定した学びの場は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度や適応の状況等から必要に応じて柔軟に見直します。

<sup>21</sup> 教育委員会に設置された、就学先となる学校や学びの場を検討する委員会。

⑤	幼児言語教室 <sup>22</sup> の設置	学校教育課 (特別支援教育センター)
---	--------------------------	-----------------------

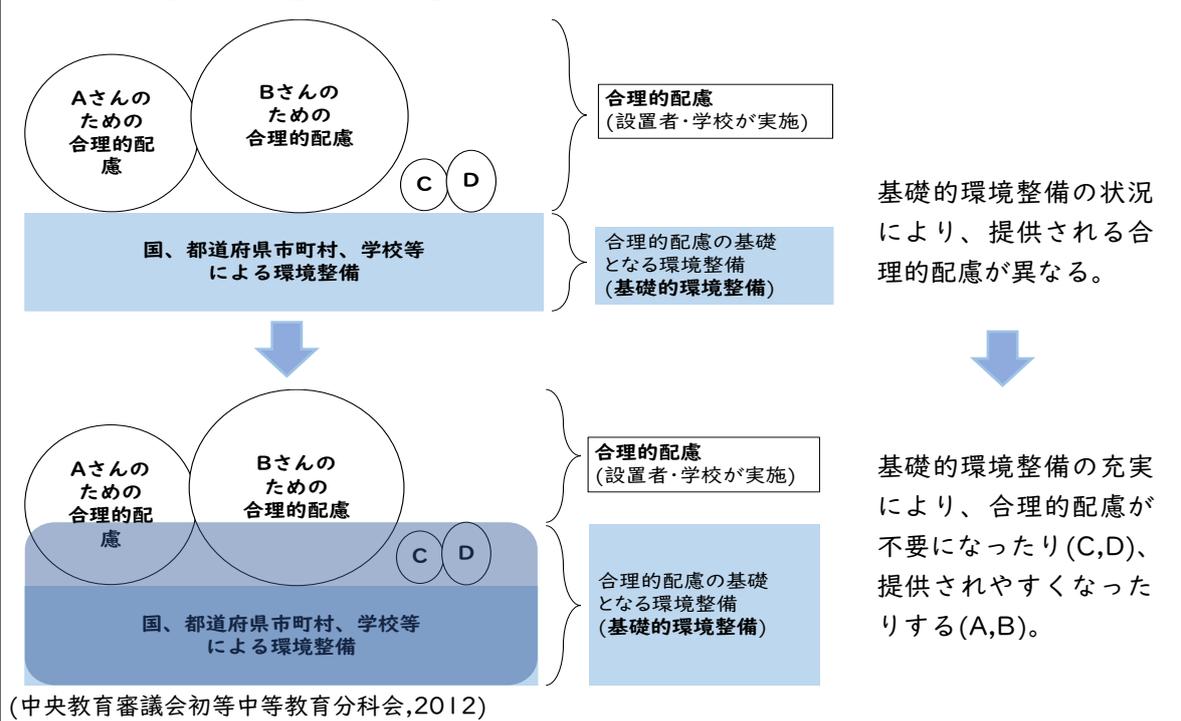
市内6か所に幼児言語教室を設置し、言語発達に課題のある(構音含む)幼児の早期発見、早期支援として、特性に応じた指導を行います。

- ・幼児言語教室の指導者と幼児の所属する園の職員がお互いの指導を参観することで、指導・支援の情報を共有
- ・年度末には、指導の成果や支援方法等をまとめた報告書を保護者と所属園に提出。年長児の保護者は、必要に応じて報告書を小学校に提出することで、スムーズな支援情報の移行に活用

## 方向性Ⅴ 児童生徒の安全・安心につながる教育環境の整備

「合理的配慮」の基盤となる「基礎的環境の整備」を行うことで、教育環境を整えます。また、支援・指導の充実のために外部人材を活用します。特別な支援を要する児童生徒の実態の多様化に伴い、現在の配置基準や役割分担の見直しを検討します。

資料 20 合理的配慮と基礎的環境整備の関係図



①	教育のユニバーサルデザインを意識した授業づくり、学級経営、学校経営	学校、学校教育課(特別支援教育センター)
---	-----------------------------------	----------------------

特別な支援を要する児童生徒を含め、誰もが過ごしやすい、学びやすい、配慮された教育のユニバーサルデザインを意識した授業、学級経営、学校経営を行います

<sup>22</sup> 静岡市が、言語発達に課題のある幼児の早期発見、早期支援として、言語の発達に障害(構音、吃音含む)のある幼児の特性に応じた指導を行う場として設置している教室。

- ・「ユニバーサルデザインチェックシート」をもとに、教員が年度当初、年度末に自己評価し、PD CAサイクルを確立し、授業や学級経営の改善につなげる
- ・特別支援学級、通級指導教室、通常の学級それぞれの授業を公開し、事後研修することで、授業を特別支援教育的な視点で価値づけ、共有

資料 21 教育のユニバーサルデザインを構成する3つのユニバーサルデザイン(UD)の具体例

授業のUD	人的環境のUD	・援助要請を出しやすい学級をつくる ・安心感、共感、集団肯定感のある学級、学校をつくる
教室環境のUD	教室環境のUD	・暗黙のルールなど、目に見えないものを見えるようにし、ルールのある空間で皆が安心して生活するための教室環境をつくる ・児童生徒のよさが発揮されやすい環境をつくる
人的環境のUD	授業のUD	(再掲)

阿部利彦編著.通常学級のユニバーサルデザインスタートダッシュ Q&A55, 東洋館出版社,2017  
阿部利彦 赤坂真二 川上康則 松久真美.人的環境のユニバーサルデザイン,東洋館出版社,2019

②	専門人材等の配置による特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実	学校教育課(特別支援教育センター)
---	-----------------------------------	-------------------

特別な支援を必要とする児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、特別支援教育支援員等の専門人材を適切に配置するとともに、現状の課題の把握・分析を行い、より効果的な支援手法について検討します。

(1) 専門人材等の配置

ア 特別支援教育支援員の配置

- ・特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活における生活補助や学習支援を行うため、特別支援教育支援員を配置する

イ 医療的ケア看護職員の配置

- ・日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、看護職員を配置する

ウ 特別支援学級への非常勤講師の加配置

- ・7人以上かつ4学年以上が在籍する自閉症・情緒障害特別支援学級に対し、担任を補助する非常勤講師を配置する

(2) 新たな課題に対応したより効果的な支援手法の検討

ア 現状の課題の把握・分析

- ・通常の学級及び特別支援学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の増加や多様化により、学校現場で新たに生じている課題の把握・分析を行う

【新たに生じている課題例】

特別支援教育支援員

現行の基準では、1校当たり最大3人と配置人数の上限が定められているため、特別な支援を必要とする児童生徒数が多い学校では支援が十分に行き届かない場面が生じている

医療的ケア看護職員

近年の看護師不足により、看護職員の欠員が生じることがあるため、今後も市立小中学校における医療的ケア児の増加が見込まれる中、看護職員を確実に確保するとともに、効果的・効率的に運用していく必要がある

特別支援学級における非常勤講師

特に自閉症・情緒障害特別支援学級の学級数及び在籍児童生徒数が増加傾向にある中、多人数・多学年が在籍する学級における学習効果を一定以上確保する必要がある

イ より効果的な支援手法の検討

- ・特別支援教育支援員、医療的ケア看護職員、特別支援学級非常勤講師それぞれの役割分担を明確にした上で、さらなる支援の充実にに向けた連携体制について検討する
- ・個別の課題を解決するための手法について、他都市の事例等を参考に検討する
- ・専門性を高めるための研修内容や方法について検討する

【課題を解決するための手法案】

特別支援教育支援員

医療的ケア看護職員、特別支援学級非常勤講師との連携を踏まえた上で、現行の配置基準の見直しを行う

医療的ケア看護職員

看護師の確実に確保及び効果的・効率的な運用手法として、局間連携や民間活用（委託・派遣）など、他都市の先進事例を含め調査・研究を進める

特別支援学級における非常勤講師

特別支援教育支援員、医療的ケア看護職員との連携を踏まえた上で、現行の配置基準の見直しを行う

③	特別支援学級・通級指導教室の新設	教職員課、学校教育課（特別支援教育センター）、児童生徒支援課、教育施設課
---	------------------	--------------------------------------

児童生徒の教育的ニーズに応じた特別な教育課程が履修できるための特別支援学級や通級指導教室の新設を検討します。

- ・現在の特別支援学級や通級指導教室の設置状況を踏まえ、教職員課、児童生徒支援課、教育施設課等の関係課で、新設に向けた方向性の検討及び、設置

④	児童生徒を支える学校と関係機関の連携	関係課、関係機関、学校
---	--------------------	-------------

不登校や虐待等、学校だけでは対処が難しい支援を要する児童生徒について、学校と児童生徒支援課、青少年育成課、子育て支援課、児童相談所等の関係課や、警察、医療等の関係機関が連携して、対応します。

- ・学校に対して、相談窓口に関する情報共有
- ・学校と関係課、関係機関との連携の更なる強化

⑤	校舎の改修等	教育施設課、学校教育課（特別支援教育センター）
---	--------	-------------------------

肢体不自由等、障害の有無に関わらず、誰もが一緒に教育を受けることができるように、校舎の改修・増築をします。

- ・スロープ、手すり、多目的トイレ等、合理的配慮のための施設改修
- ・肢体不自由児等の現状を踏まえた中学校への新たなエレベーター設置等の増築について、令和6年度までに城内中学校にエレベーターを整備
- ・校舎の改築時にはエレベーターやスロープ等を設置
- ・既存校舎については、他都市の状況も参考にして検討

### 3 取組の目標

5つの方向性の中に示された取組のうち、代表的な目標値を設定

方向性	指標	R4現状値 ※()は全国平均	令和 8年	令和 12年
全て	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小 80.4%(79.3%) 中 77.2%(78.5%)	小 85% 中 81%	小 90%以上 中 85%以上

方向性	指標	現状	令和 8年	令和 12年
I	授業が、自分に合った教え方、教材、学習時間などになっていると思う児童生徒の割合	小78.4%(79.7%) 中73.6%(75.3%)	小 84% 中 82%	小 90%以上 中 90%以上
II	教員が一人で抱え込まず、学校全体で問題解決に当たっている学校の割合	小72.8%(83.7%) 中61.0%(69.1%)	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できていた児童生徒の割合	小67.5%(68.1%) 中65.0%(66.6%)	小 78% 中 72%	小 90%以上 中 80%以上
	授業の中で、児童生徒の特性に応じた指導を実施している学校の割合	小93.8%(94.3%) 中82.9%(92.8%)	小 100% 中 100%	小 100% 中 100%
	先生は、自分の良いところを認めてくれていると思う児童生徒の割合	小 84.6%(87.1%) 中 82.8(86.6%)	小 87% 中 86%	小 90%以上 中 90%以上
IV	個別の教育支援計画を学校と保護者と共有できている割合	小 67.1% 中 62.5%	100%	100%
	個別の教育支援計画作成・共有により、子どもの特性に合わせて関わることができたと答えた保護者の割合	小 69.9% 中 67.2%	小 80% 中 79%	小 90%以上 中 90%以上
V	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できていた児童生徒の割合	小67.5%(68.1%) 中65.0%(66.6%)	小 78% 中 72%	小 90%以上 中 80%以上
	通級指導教室、特別支援学級の新・増設に伴う教室等の環境整備実施	100%	100%	100%

## 特別支援教育 用語解説、資料

### 用語解説

#### 1【特別支援教育】

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための、適切な指導及び必要な支援を行う。平成19年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

#### 2【共生社会】

「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会」「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会」（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年）より）

#### 3【インクルーシブ教育システム】

障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムでは、障害のある子供と障害のない子供が、同じ場で共に学ぶことを追求すると共に、単に同じ場にいることを目指すのではなく、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかが重要であり、そのために、特別な教育的ニーズのある子供に対して、その時点で最も的確に指導を提供できる、連続性のある「多様な学びの場」（通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校）を用意しておくことが必要である。

（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年）より）

#### 4【合理的配慮】

「障害者の権利に関する条約」第2条の定義において、「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が、必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した過度の負担を課さないものである。

合理的配慮の決定にあたっては、教育委員会及び学校と本人及び保護者が可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。その内容は、個別の教育支援計

面に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが重要である。

## 5【基礎的環境整備】

合理的配慮の基礎となる環境整備のこと。基礎的環境整備は、不特定多数の障害者が主な対象者となるものであるが、その整備状況を基に、設置者及び学校が、各学校の状況に応じて、障害のある子供に対し、合理的配慮を提供することとなる。

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのために必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みとして、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。また、「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要である。

なお、「基礎的環境整備」については、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。また、「合理的配慮」は「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なる。

## 6【医療的ケア】

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされている。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿などの医行為を指す。

学校においてこのような医行為を行う看護師を医療的ケア看護職員という。

## 7【通級による指導】

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態のことである。

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条、141条に基づいて行われる。通常の学級に在籍し障害に応じた特別な指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別な教育課程を編成し本来の教育課程の一部をそれに充てることができる。

静岡市では、小学校に言語障害通級指導教室とLD、ADHD、自閉症を対象とした発達障害通級指導教室を設置、中学校には発達障害通級指導教室を設置している他、小学校と中学校の両方を対象とした肢体不自由通級指導教室を設置している。

## 8【個別の教育支援計画】

障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じて一貫して

的確な教育的支援を行うことを目的に作成される。また、この教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

#### 9【巡回相談】

児童生徒一人一人のニーズを把握し、児童生徒が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、学校や保護者など児童生徒の支援を実施する者の相談を受け、助言することを目的としている。

静岡市では、公認心理師等の資格を有し、特別支援教育に関して専門的な知識と経験のある相談員の他、県立特別支援学校の教員巡回相談を行い、子どもが必要としている教育的支援について助言を行っている。より高度な専門性を必要とするケースについては、医師、学識経験者等を加えた、ケース検討会議において協議し、校内における支援や、他関係機関との連携等についての助言を行っている。

#### 10【特別支援教育コーディネーター】

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整を担うものとして各学校に位置づけられている。それぞれの学校においては、特別支援教育を推進する役割を担っている。

#### 11【特別支援教育支援員】

障害のある児童生徒に対し、学校における日常生活動作の介助や学習活動上のサポートなど、教育上必要な支援を行うために、必要に応じて各校に配置される。

#### 12【特別支援学級】

教育上特別の支援を必要とする障害のある児童生徒のために小・中学校に設置された学級。障害により学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う。

静岡市では、令和5年度現在、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級を設置している。

#### 13【サポートファイル】

静岡市が作成している、発達障害児者を含む様々な特性がある方を対象にライフステージが変わっても途切れない支援が受けられるよう発達と成長を記録する情報共有のためのツール。これまでは乳幼児期から学齢期までを対象とした「すくすくファイル」と成人期以降を対象とした「サポートファイル」に分かれていたが、令和4年度より両者を合わせた「サポートファイル」を新たに作成した。

## 15【教育的ニーズ】

教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされているかということを検討することで整理されるもの。

教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することである。そうした教育的ニーズを整理するには、3つの観点（①障害の状態、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえることが大切である。（「障害のある子供の教育支援の手引き」（令和3年6月）より）

## 16【指導の個別化 学習の個性化】

「指導の個別化」とは、児童生徒一人ひとりに基礎的・基本的な知識・技能等の確実な習得を目指すために、特徴や学習進度などに応じて指導することである。

「学習の個性化」とは、児童生徒一人ひとりの興味・関心等に応じて、学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することである。

「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」であり、教師視点から整理した概念が「個に応じた指導」である。

## 17【自立活動】

特別支援学級や通級指導教室で行われる活動。個々の児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目標としている。

## 18【交流及び共同学習】

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領においては、交流及び共同学習の機会を設け、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むこととしている。

交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。

特別支援学級の児童生徒が通常の学級で学習する際、各教科等においては、児童生徒個々の授業の目標を明確にし、それを達成するよう実施する。行事等においては、仲間との協力、一人ひとりの違いを互いに認め合う心を育む等のねらいがあることを共通理解した上で実施する。

## 19【特別支援学校のセンター的役割】

今後、地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校は

中核的な役割を担うことが期待される。特に、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒について、通常の学級に在籍する LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を含め、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくためには、特別支援学校が、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校を積極的に支援していくことが求められる。

#### 20【個別の指導計画】

個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成するもの。教育課程を具体化し、障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するもの。

#### 21【就学支援委員会】

教育委員会に設置された就学先となる学校や学びの場を検討する委員会。検討に当たっては、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取し、多角的、客観的に検討することが必要であるとされる。なお、就学先の決定に当たっては、本人及び保護者と学校、教育委員会が合意形成を図った上で、最終的に教育委員会において決定する。

#### 22【幼児言語教室】

静岡市が、言語発達に課題のある幼児の早期発見、早期支援として、言語の発達に障害（構音、吃音含む）のある幼児の特性に応じた指導を行う場として設置している教室。

#### 23【視覚障害】

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に困難がある状態をいう。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等がある。また、生活では、慣れない場所においては、物の位置や人の動きを即時的に把握することが困難であったり、他者の存在に気付いたり、顔の表情を察したりするが困難であり、単独で移動することや相手の意図や感情の変化を読み取ったりすることが難しい等がある。

#### 24【聴覚障害】

聴覚障害とは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。聴覚障害の状態は、聴覚障害の程度や聞こえ方、言語発達の状態は、一人一人異なっている。

#### 25【知的障害】

知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言わ

れている。

## 26【肢体不自由】

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。

## 27【病弱・身体虚弱】

病弱とは、心身が病気のため弱っている状態をいう。また、身体虚弱とは、病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態をいう。これらの用語は、このような状態が継続して起こる、又は繰り返して起こる場合に用いられており、例えば風邪のように一時的な場合は該当しない。

## 28【言語障害】

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいう。

## 29【自閉症】

自閉症とは、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。その特徴は3歳くらいまでに現れることが多いが、成人期に症状が顕在化することもある。中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されている。

## 30【情緒障害】

情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態をいう。

情緒障害の状態の現れ方や時期は様々であり、状況に合わない心身の状態を自分の意思ではコントロールできないことにより、学校生活や社会生活に適応できなくなる場合もある。また、子供本人は困難さを感じているにもかかわらず、その困難さが行動として顕在化しないため、一見すると学校生活や社会生活に適応できているように見えてしまう場合もある。

## 31【学習障害】

学習障害とは、全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることに

よって、学習上、様々な困難に直面している状態をいう。

### 32 【注意欠陥多動性障害】

注意欠陥多動性障害とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいう。

### 33 【障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）の批准】平成19年9月署名、平成26年1月批准

障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約に署名、批准した。教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされている。また、権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められている。

### 34 【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）の制定】平成28年4月施行

全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別解消を推進するとされた。

### 35 【発達障害者支援法の改正】平成28年8月施行

切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害者が発達障害児でない児童と共に教育をうけられるよう配慮」すること等が、新たに規定された。

### 36 【中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して】令和3年1月

新時代の特別支援教育の在り方について、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続する学びの場の一層の充実・整備の着実な推進という基本的な考え方が示された。

### 37 【国連勧告】

2022年8月22日・23日に、スイスの国連欧州本部で、日本政府は「障害者の権利に関する条約」に関する初めての審査を受けた。勧告内容は、障害のある子供の中に、いわゆる「通常」の学級で学べない子供がいることを問題視し、「学ぶ場を分離している特別

支援教育」(segregated special education) の中止に向け、障害の有無に関わらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」に関する国の行動計画を作成するよう求めたことなどである

## 資料

小・中学校の特別支援学級（知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級）設置校数及び学級数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知的障害特別支援学級数	80	86	92	99	100
自閉症・情緒障害特別支援学級数	35	40	43	49	52
特別支援学級設置校数	65	65	67	66	69
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知的障害特別支援学級数	116	126	127	129	134
自閉症・情緒障害特別支援学級数	63	70	79	94	118
特別支援学級設置校数	72	79	79	80	88

聴覚特別支援学校の通級による指導を受けている人数

（私立等を含む静岡市内の小中学校在籍児童生徒）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
聴覚通級を利用している児童生徒数	8	9	11	11	14
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
聴覚通級を利用している児童生徒数	16	12	12	11	11

静岡県立静岡北特別支援学校（知的）

5月1日在籍者数（静岡市在住者数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学部	131(131)	121(121)	122(122)	122(122)	131(131)
中学部	72(72)	82(82)	80(80)	98(98)	81(81)
高等部	133(133)	144(144)	153(153)	155(155)	188(188)

静岡県立清水特別支援学校（知的）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学部	87(87)	85(85)	92(90)	95(94)	94(93)
中学部	41(40)	47(47)	43(43)	50(50)	52(52)
高等部	108(105)	106(103)	96(92)	107(106)	120(118)

静岡県立中央特別支援学校（肢体不自由）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学部	83(71)	67(63)	66(58)	61(58)	63(58)
中学部	43(31)	47(35)	45(36)	39(32)	35(29)
高等部	68(41)	62(41)	55(37)	49(33)	52(35)

静岡県立静岡南部特別支援学校（肢体不自由）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学部	10(8)	6(10)	7(13)	9(12)	3(8)
中学部	17(10)	14(10)	10(9)	7(6)	8(6)

※( )内は訪問教育の児童生徒も含むため、在籍者数よりも人数が多い年がある。

静岡県立静岡視覚特別支援学校

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学部	9(8)	11(8)	10(8)	11(7)	7(4)
中学部	9(6)	6(4)	3(3)	1(1)	4(3)
高等部	3(1)	2(1)	4(1)	3(0)	4(1)

静岡県立静岡聴覚特別支援学校

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学部	15(11)	14(12)	17(13)	16(11)	14(9)
中学部	8(4)	9(5)	3(2)	4(3)	3(3)

通級指導教室（言語障害）

設置小学校名	通級区域の小学校名
番町小学校	葵区内に設置されている小学校
南部小学校	森下小学校、中田小学校、中島小学校、東豊田小学校、西豊田小学校、大里東小学校、大里西小学校、大谷小学校、久能小学校、富士見小学校、南部小学校、宮竹小学校、東源台小学校
川原小学校	長田西小学校、長田南小学校、長田東小学校、長田北小学校、川原小学校

清水浜田小学校	清水辻小学校、清水江尻小学校、清水入江小学校、清水浜田小学校、清水岡小学校、清水船越小学校、清水小学校、清水飯田小学校、清水飯田東小学校、清水高部小学校、清水高部東小学校、清水有度第一小学校、清水有度第二小学校、清水袖師小学校、清水庵原小学校、清水興津小学校、清水小島小学校、清水小河内小学校、清水宍原小学校、両河内小中学校 蒲原東小学校、蒲原西小学校、由比小学校、由比北小学校
清水三保第二小学校	清水不二見小学校、清水駒越小学校、清水三保第一小学校、清水三保第二小学校

#### 通級指導教室（発達障害）

設置小中学校名	通級区域の小中学校名
番町小学校	千代田小学校、千代田東小学校、北沼上小学校、西奈小学校、西奈南小学校以外の葵区内に設置されている小学校
西奈南小学校	西奈南小学校、千代田小学校、千代田東小学校、北沼上小学校、西奈小学校、清水高部小学校、清水高部東小学校
宮竹小学校	森下小学校、中田小学校、中島小学校、東豊田小学校、西豊田小学校、大里東小学校、大里西小学校、大谷小学校、久能小学校、富士見小学校、南部小学校、宮竹小学校、東源台小学校
川原小学校	長田西小学校、長田南小学校、長田東小学校、長田北小学校、川原小学校
清水浜田小学校	清水辻小学校、清水江尻小学校、清水入江小学校、清水浜田小学校、清水岡小学校、清水船越小学校、清水小学校、清水飯田小学校、清水飯田東小学校、清水有度第一小学校、清水有度第二小学校、清水庵原小学校
清水三保第二小学校	清水不二見小学校、清水駒越小学校、清水三保第一小学校、清水三保第二小学校、
清水興津小学校	清水袖師小学校、清水興津小学校、清水小島小学校、清水小河内小学校、清水宍原小学校、両河内小中学校 蒲原東小学校、蒲原西小学校、由比小学校、由比北小学校
大里中学校	駿河区の中学校
末広中学校	葵区の中学校と駿河区の一部の中学校
清水第二中学校	清水区の中学校

#### 通級指導教室（肢体不自由）

設置小学校名	通級区域の小中学校名
清水有度第一小学校	市内全域